

尚美学園大学 後援会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、尚美学園大学後援会と称する。

第 2 条 (目的及び事業)

本会は、会員相互及び在学生並びに尚美学園大学（以下「大学」という）との理解と信頼を深め、大学の教育事業の充実、発展に寄与することを目的として次の各号の事業を行う。

- (1) 大学教育にふさわしい環境の整備
- (2) 大学の教育活動、研究活動及び対外的学術・文化・体育活動に対する助成
- (3) 大学と在学生の保護者等との連携を深めるための事業
- (4) 在学生の保護者等間の親睦を深めるための事業
- (5) 在学生の就職活動に対する助成
- (6) 在学生の福利厚生の実施に対する助成
- (7) その他教育の振興に寄与する活動及び本会の目的達成のための事業

第 3 条 (事務局)

本会の事務局は、川越市豊田町 1 丁目 1 番地 1 尚美学園大学内に置く。

- 2 本会は役員会が必要と認めた場合、支部を設置することができる。

第 2 章 会 員

第 4 条 (会 員)

本会は、次の各号の会員をもって構成する。

(1) 正 会 員

大学に在籍する全学生の保護者等又は保証人

(2) 特別会員

教職員（常勤）

(3) 賛助会員

大学の教育方針及び本会の趣旨に賛同する個人又は法人

第 5 条 (賛助会員の資格の得喪)

賛助会員の入会については、役員会の承認を要する。

- 2 賛助会員は、前項の入会承認後、次条に規定する会費を支払った時点において、会員資格を取得する。
- 3 次条に規定する会費を 2 年間継続して支払わない者又は役員会の決議により退会が相当とされた賛助会員は、会員の資格を失うものとする。

第 6 条 (年会費等)

本会の会員は、各会計年度毎に、次に定める会費等を支払うものとする。なお、特別会員からは徴収しない。

- (1) 年会費（各会計年度） 20,000 円
- (2) 寄付金（任意）1 口 10,000 円以上

第3章 総会

第7条（総会の開催）

通常総会は、毎年5月に開催する。その他必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合又は会員の過半数の要求があった場合に開催することができる。

第8条（総会の招集）

総会は、前条に基づき、役員会の承認を受けて会長がこれを招集する。

2 会長は、会日の2週間前までに議題を記載した招集通知を各会員に発ししなければならない。

第9条（総会の成立）

総会は、正会員の10分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席の意思を表示したものは、これを出席したものとみなす。

第10条（総会の決議事項）

次の各号については、総会の承認を要する。

- （1）会則の制定、改正及び廃止
- （2）活動報告
- （3）決算報告
- （4）活動方針案
- （5）予算案（補正も含む）
- （6）役員の選任
- （7）その他役員会において総会決議を必要と定めた事項

第11条（総会の議事、決議方法）

総会の議長は、役員会が指名する。

2 総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。

3 総会における議決権の行使は、代理人をもってこれを行うことができる。ただし、代理人は会員に限るものとし、委任状は、総会の会日の3日前までに、事務局に提出しなければならない。

第12条（総会議事録）

総会の議事録は、事務局がこれを作成し、会長及び出席者役員2名以上が署名押印の上、本会の事務局に備え置くものとする。

第4章 役員、役員会、事務局及び名誉会長並びに顧問

第13条（役員）

本会には、次の各号の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 4名以内
- （3）会計 2名
- （4）理事 7名以上24名以内
- （5）会計監査 2名
- （6）幹事長 1名
- （7）副幹事長 7名以内

ただし、理事の定数には、会長、副会長、会計を含むものとする。

第 14 条（各役員の指名及び資格）

会長及び副会長は、役員会において正会員の理事の中から選任し、総会で承認を受ける。

ただし、4 月 1 日から総会までの期間は継続してあるとみなし、総会において承認を得る新役員と協力して会務を行うものとする。

- 2 理事及び会計監査は、役員会において正会員の中から選任し、総会で承認を受ける。
- 3 会計は、役員会において正会員の理事の中から選任し、総会で承認を受ける。
- 4 理事のうち 1 名は大学推薦の賛助会員をもって置くことができる。
- 5 幹事長は、大学の事務局長をもって充てる。
- 6 副幹事長は、芸術情報学部（情報表現学科・音楽表現学科・音楽応用学科・舞台表現学科・芸術表現学科）、総合政策学部（総合政策学科）及びスポーツマネジメント学部（スポーツマネジメント学科）から 1 名ずつ推薦された教員をもって充てる。
- 7 幹事長及び副幹事長を除く役員の過半数は正会員をもって充てる。

第 15 条（役員の任期）

役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合において、新たに選任された役員の任期は、前項の規程にかかわらず、その役員の任期の残期間とする。

第 16 条（役員会の任務）

役員会は、次の各号の事項を行う。

- （1）総会の招集の決定
- （2）会長及び副会長の選任及び解任
- （3）活動報告案並びに決算報告案の作成及びこれらの総会への付議
- （4）活動方針案並びに予算案の作成及びこれらの総会への付議
- （5）会則改正案の発議
- （6）総会の決議に基づく活動計画ならびに予算の執行
- （7）その他本会則に定める事項

第 17 条（役員会の招集及び議事、決議方法）

役員会は、会長が必要と認めた場合又は役員の 3 分の 2 以上の要求があった場合に、これを開催する。

- 2 役員会における議長は、出席役員の中から決議により指名する。招集に当たっては、会日の 1 週間前までに議題を記載した招集通知を各会員に送付しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合には、この期間を短縮することができる。
- 3 役員会の定足数は 3 分の 2 以上とし、出席役員の過半数により決議を行う。ただし、会計監査は議決権を有しない。なお、委任状をもって出席の意思を表示したものは、これを出席したものとみなす。
- 4 会計監査・幹事長・副幹事長は、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第 18 条（役員会議事録）

役員会の議事録は、事務局がこれを作成し、会長及び出席役員 2 名以上が署名押印の上、本会の事務局に備え置くものとする。

第 19 条（会長、副会長及び理事の任務）

会長は、本会を代表し役員会の決議に従い会務を執行、総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を行い、会長にその職務を行えない事情が生じた場合には、その職務を代行する。
- 3 理事は、総会の決議に従い、会務を執行する。

第 20 条（幹事長の任務）

幹事長は、副幹事長と協力して会長を補佐し、事務局を統括する。

第 21 条（事務局）

本会の事務局として、有給専従者を置くことができる。

- 2 専従者は、総会及び役員会に出席することができる。

第 22 条（名誉会長）

本会は、大学学長を名誉会長として委嘱する。

- 2 名誉会長は会議等に出席して意見を述べることができる。

第 23 条（顧問、常任顧問）

本会に顧問及び常任顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び常任顧問は、本会の役員経験者の中から、役員会において選任し総会で承認する。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。
- 4 常任顧問は後援会主催行事支援や尚美学園大学が行う広報活動、募集協力、就職企業紹介等の窓口としての役割を負う。
- 5 常任顧問は、会長の要請において役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。
- 6 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 資産及び会計

第 24 条（経費の支弁）

本会の経費は会費、資産から生ずる収益金及び寄付金をもってこれをまかなう。

第 25 条（寄付金）

本会は各年度の初めに寄付金の募集をするほか、随時寄付金を受け入れることができる。

第 26 条（財産の管理）

本会の財産は、会長及び役員会が共同してその管理を行うものとする。

- 2 財産の運用対象は、元本の確実なものに限るものとする。

第 27 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第 28 条（会計報告）

会計監査は、定期総会において監査報告を行なう。

第 6 章 雑 則

第 29 条（会員名簿）

会員名簿は、事務局がこれを作成し、管理するものとする。

- 2 会員名簿は、本会の目的以外の用途に用いてはならない。

第 30 条（議事録の保存期間）

総会及び役員会の議事録並びに予算書及び決算書は、10年間これを保存する。

第 7 章 補 足

第 31 条（委任）

本会則に定めなき事項については、役員会の審議により決定する。

付 則

令和 8年5月16日一部改正（第4章 役員、役員会、事務局及び名誉会長並びに顧問 第13条（役 員）副幹事長の人数を改正、第14条（各役員の指名及び資格）6 学科名の追加・削除）

令和 5年5月20日一部改正（「保護者」の記載を「保護者等」へ文言修正、第4章 役員、役員会、事務局及び名誉会長並びに顧問 第14条（各役員の指名及び資格）6 文言修正）

令和 2年9月12日一部改正（第3章 第3章 総 会 第10条（総会の決議事項）（5）一部改正 文言追加、第4章 役員、役員会、事務局及び名誉会長並びに顧問 第14条（各役員の指名及び資格）6 文言追加）

令和 元年5月18日一部改正（第4章 役員、役員会、事務局及び名誉会長並びに顧問 第13条（役 員）理事の人数を改正）

平成27年5月 9日一部改正（役員定数、各役員の指名及び資格 一部改正）

平成23年5月21日一部改正（役員定数 一部改正）

平成22年5月15日一部改正（各役員の指名及び資格を一部改正、顧問へ常任顧問を新設）

平成19年5月26日全面改正

平成18年5月20日一部改正（総会の成立・役員・各役員の指名及び資格・役員会の招集及び議事、決議方法 一部改正 補足について追加）

平成17年5月28日一部改正（役員定数 副幹事長定数 一部改正）

平成16年5月29日一部改正（副幹事長定数 一部改正）

平成15年6月 7日一部改正（特別会員・総会の開催日・役員について一部改正）

平成14年6月22日一部改正（役員について一部改正）

平成13年6月23日一部改正（平成14年度より正会員年会費 10,000 円を 20,000 円に改正 12,13年度生は据置）